

# 北海道電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

- 北海道電力から経済産業省に提出された値上げ認可申請が、他の一般電気事業者にも適用されるルールである電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、総合資源エネルギー調査会総合部会の「電気料金審査専門委員会」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- 委員会はすべて公開の下8回開催(消費者団体、中小企業団体もオブザーバー参加)。公聴会(6月20日:札幌会場)及び「国民の声(154件)」も実施。査定方針案の検討にあたっては、委員が担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ101回、約100時間実施。(東北、四国、北海道電力に関するヒアリング時間の合計値)

## 北海道電力の申請概要

- 【北海道電力】今回申請の小売対象原価は6,164億円、現行料金収入は1兆3,386億円、収入不足1,980億円により規制部門で10.20%の値上げを申請(自由化部門で13.46%の値上げ)。

	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	(単位: 億円)	
			差引 C=A-B	
人件費	539	530	10	
燃料費	1,460	1,656	▲ 195	
火力燃料費	1,399	1,612	▲ 213	
核燃料費	61	44	18	
修繕費	977	754	223	
資本費	1,285	994	291	
減価償却費	892	646	246	
事業報酬	393	348	45	
購入電力料	510	482	27	
公租公課	415	394	21	
原子力バックエンド費用	103	84	19	
その他経費	994	836	158	
控除収益	▲ 108	▲ 66	▲ 41	
総原価①	6,175	5,664	512	
接続供給託送収益②	▲ 11	▲ 2	▲ 9	
小売対象原価③=①+②	6,164	5,661	503	
改定前収入④	5,520	5,661	▲ 141	
差引過不足⑤=③-④	644	-	644	

## 公聴会について

- ① 6月20日(木) 札幌会場  
陳述人: 25名 傍聴人: 55名

## 「国民の声」について

- 募集期間: 平成25年4月24日から平成25年6月20日
- 全154件のうち、主な意見:
  - 原子力発電に関する意見: 約90件
  - 経営効率化に関する意見: 約50件
  - 人件費に関する意見: 約40件
  - 燃料費に関する意見: 約10件
  - 総括原価方式の見直しに関する意見: 約5件 等

## 電気料金審査専門小委員会委員

(敬称略)

秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
(委員長) 安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員(CEO)
辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会 常任顧問
永田 高士	公認会計士
八田 達夫	大阪大学社会研究所 招聘教授
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
(委員長代理) 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

## 電気料金審査専門小委員会の検討の経緯

- |  |  |
|--|--|
| 平成25年4月24日   | 北海道電力より、電気料金認可申請の提出  |
| 第25回 (4月25日)   | 申請事業者からの説明、消費者団体<br>・中小企業関係団体からの意見聴取                       |
| 第26回 (5月17日)   | 自治体関係者からの意見聴取<br>前提計画①(需要想定、供給力、人員計画)<br>個別の原価①(人件費)       |
| 第28回 (5月24日)   | 前提計画②(経営効率化計画)<br>個別の原価②(燃料費、購入・販売電力料、修繕費、<br>原子力バックエンド費用) |
| 第30回 (6月6日)  | 個別の原価③(設備投資関係費、<br>スマートメーター関連費用、その他経費・控除収益)                |
| 第31回 (6月14日)   | 個別の原価④(公租公課、費用の配賦・レートメーク)<br>※以降、委員が3人1組になって査定方針案の検討       |
| 6月20日  | 北海道電力値上げに関する公聴会(札幌会場)                                      |
| ※平成25年6月25日の審議会の見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス<br>事業分科会 電気料金審査専門小委員会」に名称変更。 |  |
| 第1回 (7月5日)   | 公聴会及び国民の声の報告、指摘事項への回答                                      |
| 第2回 (7月16日)  | 検討を深めるべき論点   |
| 第4回 (7月26日)  | 査定方針案の検討   |

# 北海道電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

## 基本的な考え方(概要)

- 従来から料金原価に含まれていない交際費等に加え、広告宣伝費(公益目的を除く)、寄付金、団体費(合理的理由あり公表する場合を除く)は原価算入を認めない。(※国が内訳を把握すべき契約先の原価にも同じ方針を適用。)
- 既存契約及び法令に基づき算定される費用は、事実関係や算定方法の妥当性を確認。(委員自ら実施)
- 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うもので随意契約を行う取引については、第三者による確認を受け、10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減が困難な費用(市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、震災以降両社が取り組んだ経営効率化努力を勘案した上で、未達分を原価からカットする。
- 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定。 等

## 費目、テーマ別の査定方針案(ポイント)

(注)金額は北海道電力の申請額(平成25~27年度の平均)であり、査定方針案を反映していない。

### (1)人件費 [539億円]

従業員1人当たりの年間給与水準、役員報酬については、関電・九電同様に原価をカット。(643万円(申請)→624万円)

社員の年金資産の運用について、過去の期待運用収益率の設定や他社の設定水準を踏まえ、2.0%と設定することが妥当。

### (2)燃料費 [1460億円]

海外炭は全日本通関CIF価格より安価で織り込まれていることを確認した。他方、亜瀝青炭の導入による効率化が織り込まれていないため、27年度上期から亜瀝青炭を導入することを踏まえた燃料費削減期待額を織り込み、料金原価から減額する。

### (3)購入・販売電力料 [510億円]

安定供給に必要な予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準の供給予備率であり、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所の活用が可能であるため、売り入札に係る利益額等を想定し、料金原価に織り込まれている利益額と比較して上回る部分を料金原価から減額。

### (4)設備投資関連費用

[892億円(減価償却費)、109億円(固定資産除却費)]

空き送電線等不使用設備に係るものについては特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。

### (5)事業報酬率 [2.9%, 393億円(事業報酬)]

電気事業をめぐる経営リスク( $\beta$  値)を勘案し、各電力会社一律に適用される報酬率を算定すべきとして、東日本大震災後の状況を勘案し、かつ事業者による恣意性を排除するために電気料金審査専門小委員会での査定方針案の取りまとめ日までとすることが妥当。

### (6)修繕費 [977億円]

過去5年間の実績水準(修繕費率)を下回っており妥当。ただし、空き送電線等不使用設備に係るものについては、特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。また、災害復旧修繕費については、過去10年間の実績から、最大値、最小値を除いた平均値と同等であり妥当。

### (7)公租公課 [415億円]

法令に基づく算定がされており妥当。

### (8)バックエンド費用 [103億円]

広告費等は原価算入を認めず。

### (9)その他経費・控除収益 [994(その他経費)、▲108億円(控除収益)]

販売目的の広告費等は原価算入されていないことを確認。また、節電・省エネ推進目的であっても、販売促進的側面の強い費用は原価への算入は認めない。

研究費について電力の安定供給に直接的に不可欠と言えないものの原価算入を認めない。

情報システム関連費用のうち、お客様系システムに係るホスト計算機からオープン系への更新費用は、緊急性のあるもの以外料金原価から減額する。

IPP契約の解約に伴う違約金は、会計規則上「電気事業雑収益」として整理し、当該収益を料金原価から減額。

### (10)スマートメーター関連費用 [(再掲)17億円]

東京電力の査定単価である約1万円／台を基準に原価算入を認める。また、システム関連費用については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分は料金算入を認めない。

### (11)費用配賦・レートメーク

規制部門と自由化部門への費用配賦、3段階料金等の料金設定、ピーク対応料金メニューの設定、季節別時間帯別電灯における機器要件の新規加入停止は妥当。